

徴収猶予の「特例制度」について (新型コロナウイルスの影響による納税が困難な方へ)

地方税法の改正により、令和2年4月30日より徴収猶予の特例制度が施行されました。
新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税等の徴収の猶予を受けることができますようになります。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

※徴収猶予は**納税の免除**ではありません。猶予は納付期間を**最大1年間延長**いただける制度です。

1.対象となる方

以下の1.2.のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

1. **新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。**
2. **一時に納付・納入することが困難であること。**

※「困難」の判断については、向こう半年間の事業資金等を考慮に入れるなど、申請される方の状況に配慮し適切に対応します。

2.対象となる市税

令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する固定資産税、市県民税、法人市民税等など全ての市税。

(注) (集合徴収税の場合7期(12月分)「令和2年度の集合税8期(納期限:令和3年2月1日)のため」までが猶予対象となります。

3.猶予を受けることができる期間

各納期限の翌日から1年(12ヵ月)の範囲内となります。

4.申請の手続 申請の期限(当日消印有効)

令和2年6月30日、又は、**各市税の納期限**のいずれか遅い日まで

※注 H31年度集合税9期/10期以降、令和2年度の軽自動車税等、既に納期限を過ぎた市税は**6月30日までの申請**が必要です。

5.提出する書類等

徴収猶予の申請をする場合は、次に掲げる書類を申請書に添付し、提出してください。

- ① **特例猶予申請書(必須)**
- ② **収入の減少等の事実があることを証する書類**
(個人であれば給与明細や預金通帳の写し、法人であれば売上帳及び現金出納帳や預金通帳の写しなど)
- ③ **一時に納付することが困難であることを証する書類**

(個人の場合は預金通帳の写し、法人の場合は預金通帳の写しや現金出納帳など)

※最近(2ヵ月程度)において**国税等や社会保険料の特例猶予**を受けている場合は、その申請書や許可通知書の写しを添付していただくことで、市税の猶予申請書のうち**国税等との重複する事項の記載や、上記②・③の添付が省略**できます。

※新型コロナウイルス拡散防止のため、「郵送」申請をご利用いただくようお願いします。
ご不明な点は電話にてご相談ください。

猶予申請書の提出先(連絡先)

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10
武雄市市役所 総務部税務課 収納対策室 宛て

お問合わせ先 ☎ 0954-23-9219

6.口座振替をご利用中の方へ

特例猶予が許可された市税の口座振替は猶予期間中停止としますが、納期限から6日前以内に猶予申請した税の口座振替は停止できない場合があります。その場合は、後日還付の対象となります。

しかし、**猶予申請前に口座振替がされたものに関しては還付となりません**のであらかじめご了承ください。

事前に口座振替の停止をご希望の方は、納期限の7日前までに担当課(上記の連絡先)まで、急ぎ電話連絡をしてください。